特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福生市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福生市長

公表日

令和6年6月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務 -
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	地方税法等の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務 1 固定資産税等の賦課に関する事務 2 固定資産税等の減免に関する事務 3 納税者の宛名情報の特定や突合を行う宛名管理事務 4 名寄帳、課税台帳(土地・家屋・償却資産)の作成
③システムの名称	固定資産税システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル:	名
固定資産税賦課情報ファイル	土地情報ファイル 家屋情報ファイル 償却資産情報ファイル 償却資産物件情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項及び別表省令第16条
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(主) 実施する(主) 実施しない(3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令)という。)第2条の表(以下「第2条の表)という。) (第2条の表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者が)「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (第2条の表の1の項、命令第3条 〇第2条の表の2の項、命令第4条 (第2条の表の3の項、命令第5条 ○第2条の表の2の項、命令第6条 (第2条の表の3の項、命令第7条 ○第2条の表の4の項、命令第6条 (第2条の表の5の項、命令第7条 ○第2条の表の4の項、命令第6条 (第2条の表の16項、命令第7条 ○第2条の表の7の項、命令第5条 (第2条の表の16の項、命令第7条 ○第2条の表の2の項、命令第5条 (第2条の表の16の項、命令第58条 ○第2条の表の37の項、命令第59条 (第2条の表の38の項、命令第50条 ○第2条の表の37の項、命令第59条 (第2条の表の38の項、命令第50条 ○第2条の表の37の項、命令第59条 (第2条の表の38の項、命令第50条 ○第2条の表の37の項、命令第51条 (第2条の表の58の項、命令第58条 ○第2条の表の58の項、命令第56条 ○第2条の表の58の項、命令第58条 ○第2条の表の58の項、命令第60条 ○第2条の表の50の項、命令第61条 ○第2条の表の50項、命令第61条 ○第2条の表の60項、命令第64条 ○第2条の表の80項、命令第68条 ○第2条の表の80項、命令第68条 ○第2条の表の80項、命令第18条 ○第2条の表の80項、命令第18条 ○第2条の表の80項、命令第18条 ○第2条の表の80項、命令第18条 ○第2条の表の80項、命令第18条 ○第2条の表の80項、命令第10条 ○第2条の表の10の項、命令第10条 ○第2条の表の100項、命令第10条 ○第2条の表の110の項、命令第10条 ○第2条の表の115の項、命令第108条 ○第2条の表の115の項、命令第108条 ○第2条の表の115の項、命令第12条 ○第2条の表の120項、命令第114条 ○第2条の表の1130項、命令第128条 ○第2条の表の130の項、命令第128条 ○第2条の表の130の項、命令第144条 ○第2条の表の130項、命令第144条 ○第2条の表の110項、命令第144条 ○第2条の表の110項、命令第156条 ○第2条の表の110項、命令第144条 ○第2条の表の110項、命令第156条 ○第2条の表の1160項、命令第158条 ○第2条の表の1160項、命令第158条 ○第2条の表の1160項、命令第158条 ○第2条の表の1160項、命令第168条 ○第2条の表の1160項、命令第168条 ○第2条の表の1160項、命令第168条 ○第2条の表の1160項、命令第168条 ○第2条の表の1160項、命令第168条 ○第2条の表の160の項、命令第168条 ○第2条の表の160の項、命令第178条 ○第2条の表の160の項、命令第178条 ○第2条の表の160の項、命令第168条 ○第2条の表の160の項、命令第178条 ○第2条の表の160の項、命令第178条 ○第2条の表の160の項、命令第178条 ○第2条の表の160の項、命令第168条 ○第2条の表の160の項、命令第168条 ○第2条の表の160の項、命令第178条 ○第2条の表の160の項、命令第168条 ○第2条の表の160の項、命令第168条 ○第2条の表の160の項、命令第178条 ○第2条の表の160の項、命令第168条 ○第2条の表の160の項、命令第168条 ○第2条の表の160の項、命令第178条 ○第2条の表の160の項、命令第168条 ○第2条の表の項の項。令第168条 ○第2条の表の項の項。令第168条 ○第2条の表の項の項。令第168条 ○第2条の表の項の項。令第168条 ○第2条の表の項の項。令第168条 ○第2条の表の項。命令第168条 ○第2条の表の項。令第168条 ○第2条の表の項。令第168条

つ。 町 画 大 心 () 大 川 () は 二 中 日						
①部署	市民部課税課					
②所属長の役職名	課税課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	福生市役所 市民部課税課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表)					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	福生市役所 市民部課税課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表)					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		令和6年6月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	16年6月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎	項目評	通書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関(については、それぞれ重	点項目評	価書又は全項	頁目評価書において、リスク対策の詳細が記載	
2. 特定個人情報の入手(作	青報提	供ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱	いの委託			[O]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託	や情報提供ネットワーク	システム	を通じた提供	を除く。) [〇]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステム	との接続		[]接絲	売しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[〕自己点検	[0]	内部監査	[〇] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓	各発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	

变更箇所

変更簡					
平成27年12月25日	項目 公表日	変更前の影像	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	180	平成27年3月31日	平成27年12月25日	事後	
平成27年12月25日	I 関連情報 5. ②所属長	前課長名	現課長名	事後	
平成22年12月25日 平成29年12月1日	正しきい値判断項目 時点 I間連情報 4. ②法令上の 根拠	平成27年2月2日日毎 (国務第二における情報提供の根拠) 第三個(情報提供用)が「即時付ま(かつち、第 をする。項 (122468811161827927222272237134353 7394646445273297222237134353 7394646445273297222237134353 (107)(61,13141418118171200799) (107)(61,1314141818171200799) (107)(61,1314141818171200799) (107)(61,1314141818171200799) (107)(61,1314141818171200799) (107)(61,1314141818171200799) (107)(61,1314141818171200799) (107)(61,1314141818171200799) (107)(61,1314141818171200799) (107)(61,1314141818171200799) (107)(61,1314141818171200799) (107)(61,1314141818171200799) (107)(61,1314141818171200799) (107)(61,1314141818171200799) (107)(61,1314141818171200799) (107)(61,1314141818171200799) (107)(61,1314141818171200799) (107)(61,1314141818171200799) (107)(61,1314141818171200799) (107)(61,131414181818171200799) (107)(61,1314181818171200799) (107)(61,1314181818181818181818181818181818181818	平成27年12月1日時後 12年 (12年 12月 日時後 日本 (12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年	事後	形式的な変更のため、重要な 変更に設当しない。
		務省节で走めるもの」が言まれる頃(番号法別 表二の27の項)(別表第二省令第20条)	務省令で定めるもの」が含まれる項(番号法別		
平成29年12月1日	I 関連情報 5. ②所属長	前課長名	現課長名	事後	形式的な変更のため、重要な 変更に該当しない。
令和1年6月24日	Ⅳリスク対策	該当なし	様式改正に伴い記載	事前	
全和6年6月28日	I 関連情報 3.個人番号の利	番号法第9条第1項 別表第一の16の項及び 別表第一省令第16条	番号法第9条第1項 別表の24の項及び別表	事後	
全部 6年6月28日	用 法令上の機能 : 設連情報 4 情報提供を ・ジークステムによる情報 がカークステムによる情報	(別表展) - 1 174 6 情報提供の推薦(の (別表展) - 1 174 6 情報提供の推薦(の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	参名第10条 第一条 20 (中定 風人情報の提供の ・	事後	
			○原生の他のののの。中華回路を の生まやの最初ののでの。中華日本 の生まやの最初ののでの。中華日本 の生まやの最初のでの。 の生まやのななななななななななななななななななななななななななななななななななな		
会职的年6月28日 会职的年6月28日	正しむい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 正しむい値判断項目 2. 政 投表数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点 令和1年6月1日 時点	○副金命の原の111の項。命管第173条 ○副金命の表の1730項。命管第173条 ○副金命の表の1730項。命管第175条 令和0年の月1日 時点	事後	